

講師の紹介

森田明（もりたあきら） 弁護士（神奈川県弁護士会所属）

1982年 弁護士登録

2004年から2011年 神奈川大学法科大学院教授

2011年から2014年 内閣府情報公開・個人情報保護審査会常勤委員

現在日弁連情報問題対策委員会委員、神奈川県等の個人情報保護に関する審議会委員

第1 個人情報保護法制制度化の経緯

1 個人情報保護法制のあゆみ

1970年代半ば 地方公共団体(国立市、春日市など主に市・町)で個人情報保護条例制定
電算機導入が契機→総合的な保護制度へ

1980年9月 OECD（経済協力開発機構）理事会勧告の8原則
収集制限の原則、データ内容の原則、目的明確化の原則、利用制限の原則
安全保護の原則、公開の原則、個人参加の原則、責任の原則

1981年7月 行政管理庁・プライバシー保護研究会（座長加藤一郎東大教授（当時））報告書、「5原則」を提案
→8原則中、収集制限の原則中直接収集の原則、公開の原則が欠如
しかし民間部門も含む制度化が必要とする

1987年1月 総務庁・行政機関における個人情報の保護に関する研究会（座長林修三元
内閣法制局長官）の意見
→「行政機関」「電算情報」に限定

1988年12月 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律
（旧行政機関個人情報保護法→旧行個法）成立

1990年3月 神奈川県個人情報保護条例制定（都道府県で初）
→その後都道府県レベルでも制定進む

1999年8月 改正住民基本台帳法成立、住基ネットの導入へ
→附則で個人情報保護法制の整備が求められる

2001年3月 個人情報保護法案上程、成立せず

2002年8月 住基ネット施行（個人情報保護法制定、間に合わず）

2003年5月 個人情報保護関連5法（個情法については適用除外拡大などの修正をした
もの、改正行個法も）成立

2013年5月 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
（番号法、マイナンバー法）成立

- 監督機関として特定個人情報保護委員会を設置
- 2015年9月 個人情報保護法改正
 - 個人情報保護委員会が監督機関に、附則で「施行後3年ごとに見直し」
 - 個人情報の定義の見直し、要配慮個人情報の導入
 - 目的規定で個人情報の利活用を強調、匿名加工情報の導入
- 2016年～ 官民データ活用推進基本法等、ビッグデータの活用などを促進する法律、閣議決定等続く
- 2017年5月 改正個人情報法、改正行個法施行
 - 総務省、改正行個法に合わせた条例改正を地方公共団体に求める
 - 地方公共団体は、匿名加工情報など利活用拡大のための改正には消極的
- 2018年5月 GDPR（EUの一般データ保護規則）施行
- 2019年1月 日本・EU間の十分性認定による域外データ移転の承認（民間部門のみ）

2 2021年改正の経緯

- 2019年12月 個人情報保護法 3年ごとに見直し制度改正大綱
- 2020年 個人情報保護法改正 主に個人情報取扱事業者への規制強化 資料1
 - これに並行して、次の改正課題として、「2000個問題」対応
 - 個人情報保護条例に「共通ルール」を
 - (2019.12～20.7) 地方公共団体の個人情報保護制度に関する懇談会 →とりまとめなし
 - (2019.12～) 内閣官房タスクフォース
 - (2020.3～) 個人情報保護制度の見直しに関する検討会
- 2020年9月 菅内閣誕生 「デジタル庁」が目玉政策に
 - 情報の利活用のために支障となる個人情報保護条例の画一化、保護緩和へ
- 2020年12月 内閣官房タスクフォースの「最終報告」
- 2021年2月 デジタル改革関連法案を上程（その一部であるデジタル社会形成整備法のさらに一部として個人情報保護法の2段階の改正制度の見直しを含む）
 - わかりにくい法案、国会の議論不十分
 - 平井デジタル大臣答弁「個人情報保護条例はリセットする」
- 2021年5月 デジタル改革関連法（個人情報保護法改正も含む）成立 資料2
- 2021年6月 個人情報保護委員会、「規律の考え方」（国の行政機関等・地方公共団体）を提示、地方公共団体への周知進める
- 2022年2月 ガイドライン案についての意見募集
- 2022年4月 整備法50条による改正部分の施行、2020年改正の施行
- 2023年4月 整備法51条（地方公共団体に関する改正部分）の施行予定

第2 個人情報保護法制整備における地方公共団体の先進性とは

1 旧行個法と当時の個人情報保護条例の主な相違点

	旧行政機関法	神奈川県条例	藤沢市条例
制定時期	昭和63年(1988年)	平成2年(1990年)	昭和62年(1987年)
対象	行政機関のみ 電算情報のみ	議会も対象 マニュアル(紙)情報も含む	議会も対象 マニュアル(紙)情報も含む
登録・公表	個人情報ファイル簿 (例外多数)	個人情報事務登録簿(例外なし)	個人情報取扱業務の届出、登録 (例外なし)
要配慮個人情報	なし	センシティブ情報の取扱制限	センシティブ情報の取扱制限
本人外収集の制限	なし	あり	あり
オンライン結合の制限	なし	制限規定あり	制限規定あり
開示請求権	あり。ただし、教育、医療、刑事事件関係は対象外	あり	あり
訂正請求権	権利ではなく「訂正の申出」	あり	あり
削除請求権		あり(訂正請求に含める)	あり(独自の規定あり)
利用停止請求権	なし	権利ではなく「是正の申出」	中止等請求権
第三者機関	なし	個人情報保護審査会 個人情報保護審議会	個人情報保護審査会 個人情報保護制度運営審議会
民間事業者への対応	なし	事業者への指導、業務登録、勧告・公表の仕組み	事業者への指導、勧告・公表の仕組み

2 旧行個法と比較しての条例の特徴

- ・対象が広範囲
議会も対象に、民間事業者への指導も、マニュアル情報と電算情報の両方を対象に
- ・取扱制限+例外条項+審議会関与による個別解除を基本とする
センシティブ情報の取扱制限、本人外収集の制限、目的外利用・提供の制限、オンライン結合の制限
- ・審議会に大きな役割 住民代表も含む構成、公開性
- ・権利保障の範囲が広い
- ・制定時にその地域にふさわしいものを、有識者、住民代表らで議論

3 その後の経過から

- ・法律による民間事業者の規制は大幅に遅れ、個人情報保護法ができたのは2003年
→行個法と個人情報保護法による民間事業者とは落差大（要配慮個人情報の取扱など）
- ・2021年改正の条例の共通ルール化に当たっては、行個法と条例を十分に比較検討してモデルを作るべきではなかったか→行個法をそのまま一方的に地方公共団体に適用したため、地方公共団体は従来の水準の維持と法に基づく運用の間で困惑

第3 改正法の2022年4月施行分（2020年改正及び2021年改正の一部）の要点と問題点

1 2020年改正分 資料1

開示、利用停止、消去等の請求権の拡大 漏えい等への対応、不適正利用の禁止 など

2 2021年改正中「制度の一元化」について 資料2

「二世帯同居」的構造 →民間に厳しく行政に緩い二重基準は変わらず
個人情報保護委員会は、行政機関に対する監督も

3 2021年改正中「医療・学術分野の精緻な規制」について 資料3

- ・目的 医療機関について統一的運用の必要性
学術分野について適用外としていることは国際水準に照らし問題
- ・問題点 「精緻」すぎる？ あまりに複雑、運用上の混乱を招く
医療機関の情報の取扱いについて
カルテ開示など患者の権利保障についてかえって統一ルール化の流れに逆行
利活用についても問題は解決しない

第4 個人情報保護委員会の役割と実情

1 「第三者機関」の重要性

←国際水準として要請されているとともに、国内でも期待は強かった

2 権限の拡大

マイナンバーについての監督（特定個人情報保護委員会）

→民間事業者の監督 →国の行政機関等の監督

→全地方公共団体の監督（個別事例への対応について事前に意見を述べることまで）

3 組織の体制への疑問

役割が過大に →それに見合うだけの組織拡大がされていない、役割果たせるか
職員の内訳、配置等が不明

事務局（官僚）の主導性→委員の形骸化？

第5 今後の課題

国やGAFAMの大規模な情報収集、利用をも対象とした規制、国際的動向の適切な反映

→自己情報コントロール権を前提とした法整備、個人情報保護委員会を実効的な機関に

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（概要）

- 平成27年改正個人情報保護法に設けられた「**いわゆる3年ごと見直し**」に関する規定（附則第12条）に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等を実施。
- 自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、**今般、個人情報保護法の改正を行い、以下の措置を講ずることとしたもの。**

改正法の内容

1. 個人の権利の在り方

- **利用停止・消去等の個人の請求権**について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和する。**

- **保有個人情報の開示方法**（※）について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。**

（※）現行は、原則として、書面の交付による方法とされている。

- 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求できる**ようにする。

- 6ヶ月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象**とする。

- オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外**とする。

（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合（※）に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化**する。

（※）一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定。

- **違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法**により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。

3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、**企業の特定分野（部門）を対象とする団体を認定できるようにする。**

（※）現行の認定団体は、対象事業者のすべての分野（部門）を対象とする。

4. データ利活用に関する施策の在り方

- イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和**する。

- 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供**について、**本人同意が得られていること等の確認を義務**付ける。

5. ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反・委員会に対する虚偽報告等の**法定刑を引き上げる。**

（※）命令違反：6月以下の懲役又は30万円以下の罰金
→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
虚偽報告等：30万円以下の罰金 → 50万円以下の罰金

- データベース等不正提供罪、委員会による命令違反の罰金について、**法人と個人の資力格差等を勘案して、法人に対しては行為者よりも罰金額の最高額を引き上げる（法人重科）。**

（※）個人と同額の罰金（50万円又は30万円以下の罰金）→ 1億円以下の罰金

6. 法の域外適用・越境移転の在り方

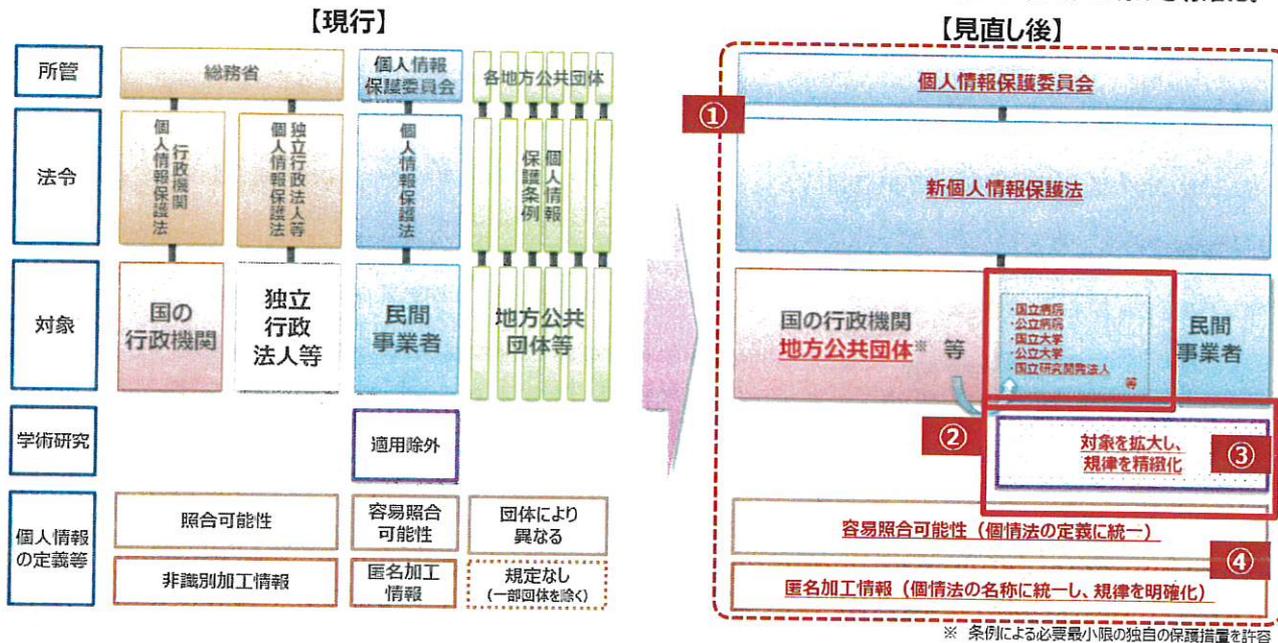
- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象**とする。

- 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等**を求める。

※ その他、本改正に伴い、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」においても、一括法として所要の措置（漏えい等報告、法定刑の引上げ等）を講ずる。

個人情報保護制度見直しの全体像

- ① 個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を1本の法律に統合するとともに、地方公共団体の個人情報保護制度についても統合後の法律において全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化。
- ② 医療分野・学術分野の規制を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ③ 学術研究分野を含めたGDPRの十分性認定への対応を目指し、学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化。
- ④ 個人情報の定義等を国・民間・地方で統一するとともに、行政機関等での匿名加工情報の取扱いに関する規律を明確化。



※ 条例による必要最小限の独自の保護措置を許容

chrome-extension://oemmnclbldboiebfnladdacbdmfmadadm/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seibihou_gaiyou.pdf

2022/03/28 16:12

地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の方向性）

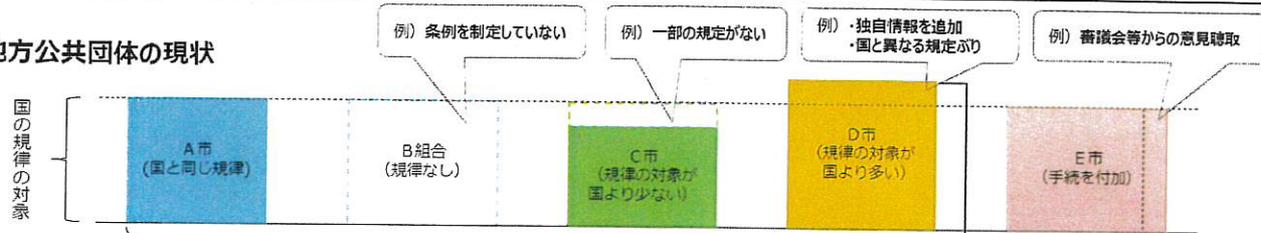
<地方公共団体の個人情報保護制度に求められるもの>

- 社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立
 - ※ いわゆる「2000個問題」
 - ① 団体ごとの規定・運用の相違が、データ流通の支障となりうること
 - ② 条例がないなど、求められる保護水準を満たさない団体があること等への問題提起がなされている
- 個人情報保護に関する国際的な制度調和と我が国の成長戦略への整合
 - 例) ・EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）十分性認定
 - ・G20大阪首脳宣言におけるDFFT（信頼ある自由なデータ流通）

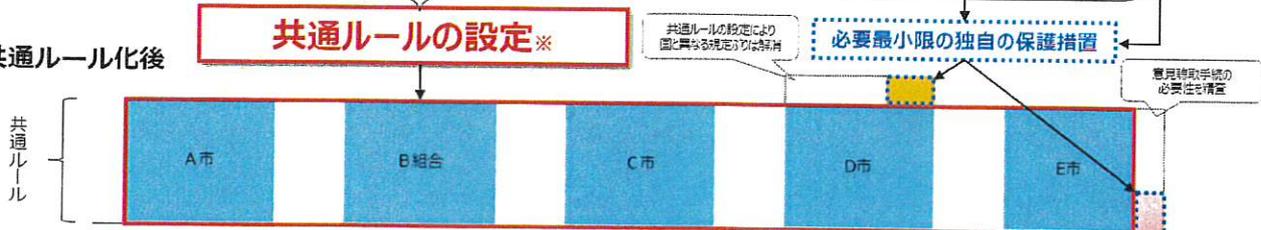
<改正の方向性>

- 「個人情報保護」と「データ流通」の両立に必要な全国的な共通ルールを法律で設定
- 法律的確な運用を確保するため、国がガイドラインを策定
- その上で、法律の範囲内で、必要最小限の独自の保護措置を許容 → 条例を個人情報保護委員会に届出
 - 例) ・「条例要配慮個人情報」として保護する情報を規定
 - ・個人情報の適切な取扱いを確保するため、特に必要な場合に限り審議会等からの意見聴取手続を規定

地方公共団体の現状



共通ルール化後



※ 医療・学術分野については、国の組織同様、民間規律を適用する。

※ 審議会等の役割は、個別事業に関する審議から、定型事例についての事前ルールの設定や、制度の在り方に関する調査審議に主な役割が移行。

chrome-extension://oemmnclbldboiebfnladdacbdmfmadadm/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/seibihou_gaiyou.pdf

学術研究分野における 個人情報保護の規律の考え方 （令和3年個人情報保護法改正関係）

令和3年6月



chrome-extension://oemnmndcbldboiebfnladdacbfmadadm/https://www.ppc.go.jp/files/pdf/210623_gakujutsu_kiritsunokangaekata.pdf

1/16

2022/03/23 16:32

学術研究分野における個人情報保護の規律の考え方（令和3年個人情報保護法改正関係） -個人情報保護委員会- -210623_gakujutsu_kiritsunokangaekata.pdf

趣旨

【背景】

- 令和3年5月19日に公布されたデジタル社会形成整備法により、個人情報保護法の改正が行われる（令和3年改正個人情報保護法）。
- 学術研究機関等については、現行個人情報保護法で設けられていた**一律の適用除外が廃止される一方で、新たに利用目的による制限に関する例外規定等が設けられる。**
- また、従来は異なる属性（民間事業者、独立行政法人等、地方独立行政法人等）の主体が行う個人情報の取扱いは、それぞれ個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護条例といった別個の規律の適用を受けていたところ、今般の法改正により、**学術研究分野及び医療分野においては、原則として、現行の個人情報保護法が定める民間事業者に対する規律に一本化される。**
- 改正後の個人情報保護法は令和4年春の施行が予定されており（地方関係部分は令和5年春の施行を予定。）、関係機関等には新たな制度の施行に向けた対応が求められる。

【本資料の目的】

- 改正法における「学術研究機関等」に係る規律は、学術研究機関等のみならず、これらと共同研究を行う民間事業者や行政機関等における個人情報の取扱いにも関係する。
- 本資料は、今後のガイドライン等の策定に先立ち、学術研究機関等に関係する規律の考え方をあらかじめ示し、関係者に改正法に対する理解を深めていただくことを通じ、対応準備を促すもの。
- 今回示す内容は、最終的には個人情報保護法ガイドライン（通則編）の内容の一部として提示する予定であるが、今後の検討を進めていくなかで、本資料の記載の内容については、最終的なガイドラインの記載事項との差異が生じる可能性がある。

I. 官民を通じた学術研究分野における個人情報保護の規律の概要

官民を通じた学術研究分野における個人情報保護の規律の概要

- 現行の個人情報保護法は、学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合を一律に適用除外としている。
- 今般の法改正により、民間部門の学術研究機関にも、① 安全管理措置（改正後の個人情報法第23条）や② 本人からの開示等請求への対応（同第33条等）等に関する義務については、他の民間事業者と同様の規律を課すこととなる。
- また、学術研究を行う独立行政法人等や地方公共団体の機関、地方独立行政法人についても、民間学術研究機関等と同様の規律が適用されることになるが、開示等や行政機関等匿名加工情報の提供等については、引き続き公的部門の規律が適用される。
- その上で、学術研究目的で個人情報を取り扱う場合には、① 利用目的による制限（改正後の個人情報法第18条）、② 要配慮個人情報の取得制限（同第20条第2項）、③ 個人データの第三者提供の制限（第27条）など、研究データの利用や流通を直接制約し得る義務については、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除き、例外規定を置いている。

1. 利用目的変更の制限の例外 ※

- 学術研究機関等が個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合
- 学術研究機関等に個人データを提供し、かつ、当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要がある場合

2. 要配慮個人情報取得の制限の例外 ※

- 学術研究機関等が要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要がある場合
- 個人情報取扱事業者が要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があり、かつ、当該個人情報取扱事業者と共同して学術研究を行う学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合

3. 第三者提供の制限の例外 ※

- 個人データを提供する個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であり、かつ、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ない場合 など

4. 学術研究機関等の責務

- 個人情報取扱事業者である学術研究機関等が学術研究目的で個人情報を取り扱う場合の責務を規定。
 - 当該個人情報の取扱いについて、個人情報保護法を遵守。
 - 個人情報等の適正な取扱いを確保するために必要な措置を自ら講じ、かつ、当該措置の内容を公表（努力義務）。

5. 規律移行法人

- 国公立の病院、大学等、法別表第2に掲げる法人（規律移行法人）については、原則として民間の病院、大学等と同等の規律を適用。
- ただし、開示、訂正及び利用停止に係る取扱いや行政機関等匿名加工情報の提供等については、公的部門の規律が適用される。

※個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。